

○釜石市教育研究所設置条例

昭和 53 年 6 月 30 日
条例第 28 号

(設置)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 30 条の規定に基づき、教育に関する専門的、技術的事項の調査研究及び指導援助活動を行うため、教育研究所を次のとおり設置する。

名称	位置
釜石市教育研究所	釜石市鈴子町 15 番 2 号

(平 13 条例 26・平 14 条例 40・一部改正)

(職員)

第 2 条 教育研究所に所長その他必要な職員を置く。

(補則)

第 3 条 この条例の施行に関し、必要な事項は釜石市教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和 53 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 59 年 3 月 21 日条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 59 年 2 月 1 日から適用する。

附 則(平成 13 年 6 月 29 日条例第 26 号)

この条例は、平成 13 年 8 月 6 日から施行する。

附 則(平成 14 年 12 月 20 日条例第 40 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の釜石市教育研究所設置条例の規定は、平成 14 年 12 月 1 日から適用する。